

第 2 号

令和3年度熊本県港湾整備事業特別会計補正予算（第1号）

令和3年度熊本県の港湾整備事業特別会計の補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（繰越明許費）

第1条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第213条第1項の規定により翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第1表 繰越明許費」による。

（債務負担行為の補正）

第2条 債務負担行為の補正は、「第2表 債務負担行為補正」による。

令和3年11月30日提出

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

第 1 表 繰越明許費

款	項	金額
1 土 木 費		千円 <b>592, 651</b>
	1 港 湾 費	592, 651
合 計		<b>592, 651</b>

第2表 債務負担行為補正

追 加

事 項	期 間	限 度 額
庁舎等管理業務	令和4年度 ～令和8年度	千円 14,823
	年次別内訳 令和4年度 令和5年度 令和6年度 令和7年度 令和8年度	11,643 795 795 795 795